（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第百十八条　［略］

2　法第四十一条の四十において準用する法第四十一条の七第二項第四号の原子力規制委員会規則で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録放射線取扱主任者定期講習機関が定めるものとする。

［一・二　略］

（帳簿の記載等）

第百十九条　法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の十三の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　放射線取扱主任者定期講習の実施年月日

二　放射線取扱主任者定期講習の実施場所

三　放射線取扱主任者定期講習を行った講師の氏名並びに当該放射線取扱主任者定期講習において担当した課目及びその時間

四　放射線取扱主任者定期講習の修了者の氏名、生年月日及び住所、放射線取扱主任者定期講習の修了証の交付年月日、放射線取扱主任者免状の番号並びに放射線取扱主任者として選任されている事業所等の名称及び所在地

五　その他放射線取扱主任者定期講習に関し必要な事項

2　法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の十三の帳簿は、放射線取扱主任者定期講習業務を行う事業所ごとに作成して備え付け、記載の日から放射線取扱主任者定期講習業務を廃止するまで保存しなければならない。

（放射線取扱主任者定期講習業務の引継ぎ）

第百二十条　登録放射線取扱主任者定期講習機関は、法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の十四第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　放射線取扱主任者定期講習業務を原子力規制委員会に引き継ぐこと。

二　放射線取扱主任者定期講習業務に関する帳簿及び書類を原子力規制委員会に引き継ぐこと。

三　［略］

（公示）

第百二十一条　原子力規制委員会は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

一　法第三十六条の二第一項の登録をしたとき。	一　登録放射線取扱主任者定期講習機関の氏名又は名称及び住所 二　放射線取扱主任者定期講習業務の内容 三　放射線取扱主任者定期講習業務を行う事業所の所在地 四　［略］
二　法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出があったとき。	一　登録放射線取扱主任者定期講習機関の氏名又は名称及び住所 ［二・三　略］

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第百十八条　［同上］

2　法第四十一条の四十において準用する法第四十一条の七第二項第四号の原子力規制委員会規則で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録定期講習機関が定めるものとする。

［一・二　同上］

（帳簿の記載等）

第百十九条　［同上］

一　定期講習の実施年月日

二　定期講習の実施場所

三　定期講習を行った講師の氏名並びに当該定期講習において担当した課目及びその時間

四　定期講習の修了者の氏名、生年月日及び住所、定期講習の修了証の交付年月日、放射線取扱主任者免状の番号並びに放射線取扱主任者として選任されている事業所等の名称及び所在地

五　その他定期講習に関し必要な事項

2　法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の十三の帳簿は、定期講習業務を行う事業所ごとに作成して備え付け、記載の日から定期講習業務を廃止するまで保存しなければならない。

（定期講習業務の引継ぎ）

第百二十条　登録定期講習機関は、法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の十四第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　定期講習業務を原子力規制委員会に引き継ぐこと。

二　定期講習業務に関する帳簿及び書類を原子力規制委員会に引き継ぐこと。

三　［同上］

（公示）

第百二十一条　［同上］

一　［同上］	一　登録定期講習機関の氏名又は名称及び住所 二　定期講習業務の内容 三　定期講習業務を行う事業所の所在地 四　［同上］
二　［同上］	一　登録定期講習機関の氏名又は名称及び住所 ［二・三　同上］